

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

1 趣旨

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という。）が令和4年5月25日に公布され、同日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている（一部先行して施行した部分を除く。）。

また、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号。以下「民整法」という。）が令和5年6月14日に公布され、その一部（民整法附則第3号に掲げる規定）は、令和4年改正法の施行する日から施行することとされている。

本政令案は、令和4年改正法の施行及び民整法附則第3号に掲げる規定の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うものである。

2 概要

（1）政府の債務に対し差押命令を受ける場合における会計上の規程の一部改正

令和4年改正法による民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定の改正に伴い、政府の債務に対し差押命令を受ける場合における会計上の規程（明治26年勅令第261号）の規定につき所要の改正を行う。

（2）地方自治法施行令等の一部改正

民事訴訟手続のデジタル化に伴い、各種手続における添付情報等について定める以下の政令の規定につき所要の改正を行う。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ② 検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）
- ③ 鉱業登録令（昭和26年政令第15号）
- ④ 自動車登録令（昭和26年政令第256号）
- ⑤ 漁業登録令（昭和26年政令第292号）
- ⑥ 航空機登録令（昭和28年政令第296号）
- ⑦ 特許登録令（昭和35年政令第39号）
- ⑧ 実用新案登録令（昭和35年政令第40号）
- ⑨ 意匠登録令（昭和35年政令第41号）
- ⑩ 商標登録令（昭和35年政令第42号）
- ⑪ ダム使用権登録令（昭和42年政令第2号）
- ⑫ 著作権法施行令（昭和45年政令第335号）
- ⑬ 特定鉱業権関係登録令（昭和53年政令第382号）

- ⑭ 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和60年政令第326号）
- ⑮ 公証人手数料令（平成5年政令第224号）
- ⑯ 動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）
- ⑰ 小型船舶登録令（平成13年政令第381号）
- ⑱ 不動産登記令（平成16年政令第379号）
- ⑲ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）
- ⑳ 事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和7年政令第243号）

（3）地方税法施行令等の一部改正

令和4年改正法による民事訴訟法等の規定の条ずれ等に伴い、所要の改正を行う。

- ① 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
- ② 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）
- ③ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成12年政令第500号）
- ④ 個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

3 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年2月

施行：令和4年改正法の施行の日（令和8年5月予定）。ただし、第1条の改正規定は公布の日。